

民生委員・児童委員の活動費の増額について

1 目的

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、地域福祉の増進に努めるとともに、区民の身近な相談役として、必要に応じて関係機関につなぐ役割を担っています。

このたび、東京都において、民生委員・児童委員の社会奉仕の精神に敬意を払いながら、民生委員・児童委員の活躍をより後押しするために必要な費用面の支援を充実させることを目的として、活動費を増額します。

また、区においても、業務負担の大きい代表会長及び地区会長について、区独自の上乗せ分を増額します。

2 増額理由

(1) 東京都

多様化する民生委員・児童委員の活動や区市町村との連携の強化に要する通信費等の費用、複雑化・複合化している地域住民の課題に対する相談・支援に必要な知識等の習得に要する自己研鑽等の費用への対応として増額します。

(2) 区

代表会長及び地区会長について、地域の課題や情報の共有を区と行うために必要な交通費への対応として増額します。

3 活動費（月額）

| 役職 | 年度 | |
|-------|---|---|
| | 月額（財源の内訳） | |
| | 令和7年度まで | 令和8年度から |
| 代表会長 | 19,200円 (東京都負担分16,300円・ 区負担分2,900円) | 39,600円 (東京都負担分36,300円・ 区負担分3,300円) |
| 地区会長 | 13,300円 (東京都負担分10,400円・ 区負担分2,900円) | 33,700円 (東京都負担分30,400円・ 区負担分3,300円) |
| 地区副会長 | 13,300円 (東京都負担分10,000円・ 区負担分3,300円) | 33,300円 (東京都負担分30,000円・ 区負担分3,300円) |
| 委員 | 12,900円 (東京都負担分10,000円・ 区負担分2,900円) | 32,900円 (東京都負担分30,000円・ 区負担分2,900円) |

※令和8年4月1日現在の民生委員・児童委員は126人です。

4 対象経費及び増額金額

(1) 対象経費

民生委員・児童委員の活動費（民生委員・児童委員活動に要する交通費、通信費等）

(2) 増額金額

東京都負担分 月額20,000円（1人当たり）

区負担分 月額 400円（1人当たり）※代表会長・地区会長のみ

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年 6月 令和8年第2回港区議会定例会（補正予算案の提出）

7月 支給開始（4～7月分）